

神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画」（以下「県計画」という。）に定める事業（介護分）のうち、交付対象者が行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助の対象とする事業は、県計画に基づき、別表1の事業区分ごとに、交付対象者が実施する次の事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 介護施設等整備事業
- (2) 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業
- (3) 認知症ケア人材育成推進事業
- (4) 権利擁護人材育成事業
- (5) 介護ロボット・ICT導入支援事業
- (6) 介護従事者子育て支援事業
- (7) 介護未経験者参入促進事業
- (8) 外国人留学生等介護分野参入促進事業
- (9) 介護支援専門員法定研修負担軽減事業

（補助額の算出方法等）

第3条 補助額は、次により算出する。ただし、介護支援専門員法定研修負担軽減事業については、補助基準額を補助額とする。

- (1) 別表2の事業区分ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを別表1の交付対象者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

ただし、権利擁護人材育成事業にあつては、別に定める市民後見推進事業費補助実施要領における補助項目ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定した合計額とする。

- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

但し、介護施設等整備事業にあつては、補助を受けようとする施設ごとに補助額を算出するものとし、また、別表1の事業区分のうち、1(1)及び(4)の事業の補助額は、別表4に定める国の特別措置に該当する場合は、別表4により算出した加算額を加算することができる。

（申請書の提出期日等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式1）に（様式2）、（様式3）及び別に定める様式を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。ただし、介護支援専門員法定研修負担軽減事業にあつては（様式1）に（様式3）及び別に定める様式を添えて提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあつて、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付条件）

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

- (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

- (7) 補助事業者が規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第6条及び第12条と同一の条件を付さなければならない。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外のものである場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 間接補助事業者が財産を処分する場合、補助事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければ、これを承認してはならない。また、間接補助事業者から財産の処分に係る完了の報告を受けたときは速やかに知事に報告し、財産の処分に係る納付があった場合には速やかに県に納付しなければならない。
- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (12) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (13) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（利益等の排除）

第6条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

- (1) 補助事業者の自社調達の場合
原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
- (3) 補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達の場合（上記(2)を除く。）
取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（暴力団排除）

第7条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、

補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(変更の承認)

第8条 第5条第2号から第4号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書(様式4)に(様式2)、(様式3)及び別に定める様式を添えて、又は事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式5)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があつたときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書(様式6)により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書(様式7)に(様式8)、(様式9)及び別に定める様式を添えて、事業完了の日から起算して、1か月を経過した日(第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は知事が別に定める期日までのいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、介護支援専門員法定研修負担軽減事業にあつては(様式7)に(様式9)及び別に定める様式を添えて提出するものとする。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報

告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（様式10）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 前号の報告があった場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（届出事項）

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

（書類の経由）

第14条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

（その他）

第15条 その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行し、令和2年4月30日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月21日から施行し、令和2年8月14日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月17日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月16日から施行し、令和4年6月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月22日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

2 改正後の別表5の規定は、令和5年5月8日以後の対象経費について適用し、令和5年5月7日以前の対象経費については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月7日から施行し、別表5を除き令和5年4月1日から適用する。

2 令和5年5月22日に改正した別表5の規定は、令和5年5月8日以後の対象経費について適用し、令和5年5月7日以前の対象経費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月11日から施行し、別表5を除き令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年5月22日に改正した別表5の規定は、令和5年5月8日以後の対象経費について適用し、令和5年5月7日以前の対象経費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月13日から施行し、令和5年10月1日から適用する。
- 2 改正後の別表5の規定は、令和5年5月8日以後の対象経費について適用し、令和5年5月7日以前の対象経費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1 事業区分及び交付対象者

補助の対象とする事業		事業区分	交付対象者（注1）
1 介護施設等整備事業			
(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業			市町村、事業者（社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事業を実施する事業者）、土地所有者
(2) 施設開設準備経費等支援事業			市町村、事業者（社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事業を実施する事業者）
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業			
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			
(5) 民有地マッチング事業			市町村
(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業			事業者（社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事業を実施する事業者）
(7) 介護職員の宿舍施設整備事業			市町村、事業者（社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事業を実施する事業者）、土地所有者
2 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業			
(1) 介護職員研修受講促進支援事業費補助			介護サービス事業者（注2） 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者
ア 研修受講料支援事業費補助			
イ 代替要員確保対策事業費補助			
3 認知症ケア人材育成推進事業			
(1) 認知症医療支援事業費補助			政令指定都市
ア 認知症サポート医養成研修・認知症サポート医フォローアップ研修事業費補助			
イ かかりつけ医認知症対応力向上研修事業費補助			
ウ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業費補助			
エ 歯科医師認知症対応力向上研修事業費補助			
オ 薬剤師認知症対応力向上研修事業費補助			

	カ 看護職員認知症対応力向上研修事業費補助	
	キ 病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修事業費補助	
	ク 認知症介護指導者フォローアップ研修事業費補助	
	ケ 認知症介護基礎研修事業費補助	
4	権利擁護人材育成事業	
	(1) 市民後見推進事業費補助	市町村
5	介護ロボット・ICT導入支援事業	
	(1) 介護ロボット・ICT導入支援事業費補助	介護サービス事業者（注2） 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び 軽費老人ホーム
6	介護従事者子育て支援事業	
	(1) 介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助	介護サービス事業者（注2）
7	介護未経験者参入促進事業	
	(1) 介護未経験者参入促進事業費補助	政令指定都市
	(2) 普及啓発事業費補助	市町村
8	外国人留学生等介護分野参入促進事業	
	(1) 外国人留学生介護分野受入支援事業費補助	横浜市
	(2) 外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助	介護サービス事業者（注2）
	(3) 介護福祉士養成施設日本語学習等支援事業費補助	介護福祉士養成施設（注3）
	(4) 外国人技能実習生等資質向上研修事業費補助	横浜市、川崎市
	(5) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助	介護サービス事業者（注2）
	(6) 外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助	介護サービス事業者（注2）
9	介護支援専門員法定研修負担軽減事業	
	(1) 介護支援専門員法定研修負担軽減事業費補助	指定研修実施機関（注4）

(注1) 補助を受けようとする施設・事業所等が県内に所在する者に限る。

(注2) 介護サービス事業者とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に定める介護サービス事業者を言う。

(注3) 補助を受けようとする介護福祉士養成施設が県外の場合であっても、県内の介護サービス事業者の業務に従事する見込みがある者を対象にする場合は、交付対象者とする。

(注4) 神奈川県介護支援専門員更新研修事業、神奈川県介護支援専門員専門研修事業、又は神奈川県介護支援専門員実務研修事業の研修実施機関の指定を受けている事業者を交付対象とする。

(注5) 交付対象者については、必要に応じて別表等により別に定めることとする。

別表2 補助対象経費等

補助の対象とする事業	補助基準額	補助対象経費	補助率
1 介護施設等整備事業			
(1) 地域密着型サービス等整備助成事業	別表3(1)「地域密着型サービス等整備助成事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額	別表3(1)「地域密着型サービス等整備助成事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10
(2) 施設開設準備経費等支援事業	別表3(2)「施設開設準備経費等支援事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額	別表3(2)「施設開設準備経費等支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業	別表3(3)「定期借地権設定のための一時金の支援事業」の「配分基準」に基づき算出した額	別表3(3)「定期借地権設定のための一時金の支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	2分の1
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	別表3(4)「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額	別表3(4)「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10
(5) 民有地マッチング事業	別表3(5)「民有地マッチング事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額	別表3(5)「民有地マッチング事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10
(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	別表3(6)「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額	別表3(6)「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	3分の1

	(7) 介護職員の宿舎 施設整備事業	別表3(7)「介護職員の 宿舎施設整備事業」の 「配分基準」に基づき算 出した額	別表3(7)「介護職員 の宿舎施設整備事業」 の「補助対象経費」欄 に記載のとおり	3分の1
2 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業				
(1) 介護職員研修受講促進支援事業費補助				
ア 研修受講料 支援事業費補助	<p>(ア)介護職員初任者研修(注1)を受講する従業者又は 従事予定者1人あたり 72千円</p> <p>(イ)実務者研修(注2)を受 講する従業者1人あたり 120千円</p> <p>(ウ)生活援助従事者研修(注 3)を受講する従業者1人 あたり 36千円</p> <p>(エ)認定介護福祉士養成研修 (注4)を受講する従業者 1人につき1年度あたり 112千円</p> <p>(オ)介護福祉士基本研修(注 5)を受講する従業者1人 につき1年度あたり 33千円</p>	<p>従業者(介護職員初 任者研修の場合は従 事予定者を含む)に 介護職員初任者研 修、実務者研修、生 活援助従事者研修又 は認定介護福祉士養 成研修を受講させる ために必要な経費 (ア)受講料 (イ)受講者が支払っ た受講料に対する 支給金(但し給 与、賃金、手当等 と明確に区別して 支給したものに限 る。)</p>	3分の1	
イ 代替要員確 保対策事業費 補助	<p>(ア)介護職員初任者研修を受 講する従業者1人あたり日 額13千円×代替要員を確保 した日数(ただし、1人あ たり65千円を限度とす る。)</p> <p>(イ)実務者研修を受講する従 業者1人あたり日額13千円 ×代替要員を確保した日数 (ただし、1人あたり39千 円を限度とする。)</p> <p>(ウ)生活援助従事者研修(注 3)を受講する従業者1人 あたり日額13千円×代替要</p>	<p>従業者が介護職員初 任者研修、実務者研 修、生活援助従事者 研修、認定介護福祉 士養成研修又は介護 福祉士ファーストス テップ研修を受講し ている期間の代替要 員を確保するために 必要な人件費 (ア)報酬、給与、賃 金、通勤手当、社 会保険料 (イ)派遣会社に支払</p>	10分の10	

		<p>員を確保した日数（ただし、1人あたり30千円を限度とする。）</p> <p>(エ) 認定介護福祉士養成研修（注4）を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数（ただし、1人あたり60千円を限度とする。）</p> <p>(オ) 介護福祉士基本研修（注5）を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数（ただし、1人あたり20千円を限度とする。）</p> <p>(カ) 介護福祉士ファーストステップ研修（注6）を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数（ただし、1人あたり56千円を限度とする。）</p>	う派遣料金	
--	--	--	-------	--

3 認知症ケア人材育成推進事業

(1) 認知症医療支援事業費補助				
ア	認知症サポート医養成研修・認知症サポート医フォローアップ研修事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	平成27年4月15日老発0415第6号厚生労働省老健局長通知の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」（第8 普及啓発推進事業を除く。）に基づく事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃	10分の10
イ	かかりつけ医認知症対応力向上研修事業費補助			

	<p>ウ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業費補助</p> <p>エ 歯科医師認知症対応力向上研修事業費補助</p> <p>オ 薬剤師認知症対応力向上研修事業費補助</p> <p>カ 看護職員認知症対応力向上研修事業費補助</p> <p>キ 病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修事業費補助</p>		借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	
	ク 認知症介護指導者フォローアップ研修事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の参考2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(4(1)認知症介護実践研修、(2)認知症対応型サービス事業開設者研修、(3)認知症対応型サービス事業管理者研修、(4)小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び(5)認知症介護指導者養成研修を除く。)に基づく事業の実施に必要な委託料	10分の10

	ケ 認知症介護基礎研修事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(4(1)認知症介護基礎研修)に基づく事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10分の10
4 権利擁護人材育成事業				
	(1) 市民後見推進事業費補助	<p>ア 市民後見人養成のための研修の実施</p> <p>(ア) 市民後見人養成研修(実践研修) 656千円</p> <p>(イ) 市民後見人養成研修(基礎研修) (注7) 212千円</p> <p>(ウ) 資質向上研修 1日(4時間以上)あたり 100千円 1日(4時間未満)あたり 50千円</p> <p>(1日4時間以上で、1日の受講人数が25人を超える場合は、200千円とする。また、1日4時間未満で、1日の受講人数が25人を超える場合は、1日あたり100千円とする。ただし、いずれの場合も1,000千円を限度とする。)</p>	市民後見推進事業の実施に必要な経費(報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)として知事が認める額	10分の10

	イ 市民後見人活動推進のための組織体制の構築 883千円		
	ウ 市民後見人の適正な活動のための支援 基準額 3,882千円 人口規模により次の額を基準額に加算 50万人以上 3,526千円 30万人以上50万人未満 2,892千円 10万人以上30万人未満 1,932千円 5万人以上10万人未満 972千円		

5 介護ロボット・ICT導入支援事業

(1) 介護ロボット・ICT導入支援事業費補助	<p>ア 介護ロボットの導入</p> <p>移乗支援（装着型・非装着型）及び入浴支援 1 機器あたり 1,000千円</p> <p>上記以外 1 機器あたり 300千円</p> <p>※補助対象経費に4分の3又は2分の1を乗じた額と、補助基準額を比較して、少ない方の額を補助額とする。</p>	介護ロボットの購入、レンタル・リースに要する経費	<p>i・入所・泊まり・居住系サービスの場合は以下①～③の要件を、それ以外のサービス種別の場合は以下②～③の要件を満たす場合4分の3</p> <p>①見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用していること。</p>
-------------------------	--	--------------------------	---

				<p>②従前の介護職員等の人員体制の効率化を行っていること。</p> <p>③利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。</p> <p>ii 上記以外の事業所は2分の1</p>
		<p>イ ICT等の導入 以下の職員数に応じた額</p> <p>1名以上10名以下 :1,000千円</p> <p>11名以上20名以下 :1,500千円</p> <p>21名以上30名以下 :2,000千円</p> <p>31名以上 :2,500千円</p> <p>※補助対象経費に4分の3 又は2分の1を乗じた額 と、補助基準額を比較して、 少ない方の額を補助額とする。</p>	<p>タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費等、知事が必要と認める額</p>	<p>i 在宅系サービスの場合は以下①の要件を、それ以外のサービス種別の場合は以下②・③のいずれかの要件を満たす場合4分の3</p> <p>①「ケアプランデータ連携システム」等を利用し、かつデータ連携を行う相手となる事業所が決定していること。</p> <p>②LIFE標準仕様に準じて介護ソフトから出力されたCSVファイルを、LIFEのCSV取込機能により</p>

				<p>LIFEにデータを提供している又は提供を予定していること。</p> <p>③文書量半減を実現させる導入計画となっていること。</p> <p>ii 上記以外の事業所は2分の1</p>
		<p>ウ パッケージ型の導入 10,000千円</p> <p>※補助対象経費に4分の3又は2分の1を乗じた額と、補助基準額を比較して、少ない方の額を補助額とする。</p>	<p>ア及びイで定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせる場合に要する経費、見守り機器の導入に伴う通信環境整備費</p>	<p>ア及びイに定める補助率4分の3要件をいずれも満たす場合4分の3</p> <p>※イのそれ以外のサービス種別に該当する要件(②・③)はいずれも満たすこと。</p>
		<p>エ 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業 450千円</p>	<p>ア～ウにより、介護ロボット・ICT等を導入する際に、コンサルティング会社等による業務改善支援を受けるための経費</p>	<p>10分の10</p>

6 介護従事者子育て支援事業			
(1) 介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助	育児のため短時間勤務で従事する介護職員 1 人あたり 750千円	育児のため短時間勤務で従事する介護職員の代替職員を配置するために必要な人件費 (ア) 報酬、給与、賃金 (イ) 派遣会社に支払う派遣料金	3分の1
7 介護未経験者参入促進事業			
(1) 介護未経験者参入促進事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	介護未経験者参入促進事業の実施に必要な経費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金）として知事が認める額	4分の3
(2) 普及啓発事業費補助	小学校、中学校、高等学校（神奈川県立学校を除く）を訪問し、介護の仕事に関する講座の実施 1 回あたり 28千円	普及啓発事業の実施に必要な経費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金）として知事が認める額	4分の3
8 外国人留学生等介護分野参入促進事業			
(1) 外国人留学生介護分野受入支援事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	外国人留学生介護分野受入支援事業の実施に必要な経費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金）として知	4分の3

		事が認める額	
(2) 外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助	<p>介護サービス事業者が実施する外国人留学生に対する給付</p> <p>ア 日本語学校（注9）</p> <p>(1) 学費 年額600千円</p> <p>(2) 居住費などの生活費 年額360千円</p> <p>イ 介護福祉士養成施設（注10）</p> <p>(1) 学費 年額600千円</p> <p>(2) 入学準備金 200千円（1回限り）</p> <p>(3) 就職準備金 200千円（1回限り）</p> <p>(4) 国家試験受験対策費用 40千円（1回限り）</p> <p>(5) 居住費などの生活費 年額360千円</p> <p>（受入介護施設が補助基準額を超えて介護人材の確保に向け、積極的に支援を行った場合に限り、以下の①②のとおり基準額を加算できる。</p> <p>①ア(2)、イ(5)について年額240千円まで</p> <p>②ア(2)、イ(5)における入居に係る初期費用等について、該当月に限り、50千円まで）</p>	<p>介護サービス事業者が実施する外国人留学生に対する給付金</p>	<p>3分の1</p>

<p>(3) 介護福祉士養成施設日本語学習等支援事業費補助</p>	<p>介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取り組みとして、外国人留学生に対する日本語学習等の課外事業の実施 1 講師 1 時間あたり 3 千円（ただし、講師は 2 名を上限とし、課外事業の実施時間のうち 120 時間を超える時間及び 30 時間に満たない時間を除く。）</p>	<p>介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取り組みとして、外国人留学生に対する日本語学習等の課外事業の実施に必要な経費（報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費）として知事が認める額</p>	<p>3 分の 1</p>
<p>(4) 外国人技能実習生等資質向上研修事業費補助</p>	<p>ア 介護職種の技能実習生及び介護分野における 1 号特定技能外国人を対象とした集合研修等 イ 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修 ウ 上記アまたはイにおける研修講師の養成研修 【上限額】 1 団体あたりア、イ、ウの経費の合計 4,000 千円</p>	<p>外国人技能実習生等資質向上研修事業の実施に必要な経費（給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金、補助金）として知事が認める額</p>	<p>4 分の 3</p>
<p>(5) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助</p>	<p>経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し就労中の外国人介護福祉士候補者に対する事業 ア 日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備 候補者 1 人あたり 150 千円</p>	<p>外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な経費として、以下の区分に応じて知事が認める額 ア 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補</p>	<p>10 分の 10</p>

	イ 喀痰吸引等研修の受講 候補者1人当たり75千円 ウ 候補者の研修を担当する者の活動 1 受入施設あたり60千円	助金（入学金、受講料に限る。）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） イ 旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、補助金（入学金、受講料に限る。） ウ 諸手当（受入施設の研修担当者に係るものに限る。）	
(6) 外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助	1 施設等あたり 300千円	外国人介護人材受入施設整備事業の実施に必要な経費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金）として知事が認める額	3分の2
9 介護支援専門員法定研修負担軽減事業			
(1) 介護支援専門員法定研修負担軽減事業費補助	法定研修負担軽減事業者（注11）1人あたり 11千円	介護支援専門員法定研修負担軽減事業を実施する上で必要となる経費	10分の10

(注1) 介護職員初任者研修とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程をいう。

(注2) 実務者研修とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく実務者研修をいう。

(注3) 生活援助従事者研修とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する生活援助従事者研修課程をいう。

(注4) 認定介護福祉士養成研修とは、一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構により認証された研修をいう。

(注5) 介護福祉士基本研修とは、公益社団法人日本介護福祉士会における生涯研修体系に位置付けられた研修をいう。

(注6) 介護福祉士ファーストステップ研修とは、「介護福祉士ファーストステップ研修ガイドライン」（平成21年3月 社会福祉法人全国社会福祉協議会）に基づき公益社団法人

日本介護福祉士会から認定を受けた研修をいう。

(注7) 市民後見人養成研修（基礎研修）の補助対象期間は3年以内（令和5年度以前実施分は除く。）とする。

(注8) 介護サービス事業所等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス事業所及び施設をいう。

(注9) 日本語学校の補助対象期間は1年以内とする。

(注10) 介護福祉士養成施設の補助対象期間は、正規の就学期間とする。

(注11) 法定研修負担軽減事業対象者とは、別表1に定める研修実施機関が行う神奈川県介護支援専門員法定研修修了者のうち、同法定研修修了日から3ヶ月以内に、神奈川県内の介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス事業所及び施設並びに地域包括支援センターにおいて介護支援専門員として従事している介護支援専門員又は介護保険法に基づく居宅介護支援の指定を受けた事業所の管理者とする。

別表3 介護施設等整備事業の補助対象経費等

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

細区分	配分基礎 単価	単位	補助対象経費
施設種別等			
ア 地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円	整備床数	市町村の介護保険事業計画に基づく地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。
・小規模な介護老人保健施設	69,200千円	施設数	
・小規模な介護医療院	69,200千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,960千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	2,210千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	41,500千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円	施設数	
・介護予防拠点	11,000千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,480千円	施設数	
・生活支援ハウス	44,100千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,480千円	整備床数	
・施設内保育施設	14,800千円	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住	5,530千円	整備床数	

	宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（注2）		
イ 介護施設等の合築等			
	・別表1(1)の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる
ウ 空き家を活用した整備			
	・認知症高齢者グループホーム	11,000千円	施設数
	・小規模多機能型居宅介護事業所		
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	・認知症対応型デイサービスセンター		
エ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
	・特別養護老人ホーム	1,400千円	定員数
	・介護老人保健施設		
	・介護医療院		
	・養護老人ホーム		
	・軽費老人ホーム		
オ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備			
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外
	・介護老人保健施設	69,200千円	施設数
	・介護医療院	69,200千円	施設数
	・養護老人ホーム	2,960千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外
	・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの（改築に伴い、軽費老人ホーム等から施設類型を変更する場合を含む））	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外
	・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外
カ 介護施設等の集約・再編実施事業			
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円	整備床数

	・小規模な介護老人保健施設	69,200千円	施設数	
	・小規模な介護医療院	69,200千円	施設数	
	・小規模な養護老人ホーム	2,960千円	整備床数	
	・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数	
	・都市型軽費老人ホーム	2,210千円	整備床数	
	・認知症高齢者グループホーム	41,500千円	施設数	
	・小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数	
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円	施設数	
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数	
	・認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円	施設数	
	・介護予防拠点	11,000千円	施設数	
	・地域包括支援センター	1,480千円	施設数	
	・生活支援ハウス	44,100千円	施設数	
	・緊急ショートステイの整備	1,480千円	整備床数	
	・施設内保育施設	14,800千円	施設数	
	・小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数	
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円	整備床数	
	・介護老人保健施設	69,200千円	施設数	
	・介護医療院	69,200千円	施設数	
	・養護老人ホーム	2,960千円	整備床数	
	・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数	
	・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数	
キ	政令指定都市等における整備			
	・集約・再編後の所在地が、政令指定都市、中核市及び人口20万人以上の市である整備	各施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	

(注1) 補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接補助事業とし、それ以外の場合には、地域密着型施設等は神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とし、広域型施設及び小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な養護老人ホーム、県が指定する介護付きホームについては、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(注2) 小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高

齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

(注3) 施設数単位で補助する施設等について、新規開設時に一度補助を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で補助することができる。

(注4) 災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

(a) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域

(b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域

(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

(2) 施設開設準備経費等支援事業

細区分 施設種別等	配分基礎 単価	単位	補助対象経費
ア 介護施設等の開設時、増床時及び再開時（改築時）に必要な経費			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
(ア) 定員30名以上の広域型施設等（注1）			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036千円	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム	5,200千円	施設数	
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）			
(イ) 定員29名以下の地域密着型施設等（注2）			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅	
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者			

	生活介護の指定を受けるもの)	17,400千円	施設数	介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。
	・ 認知症高齢者グループホーム			
	・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
	・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	・ 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（注4）			
	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
	・ 都市型軽費老人ホーム			
	・ 小規模な養護老人ホーム	520千円	定員数	
	・ 施設内保育施設	5,200千円	施設数	
イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				
(ア)定員30名以上の広域型施設等（注1）				
	・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する）。
	・ 介護老人保健施設			
	・ 介護医療院			
	・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	・ 養護老人ホーム			
	・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
(イ)定員29名以下の地域密着型施設等（注2）				
	・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
	・ 小規模な介護老人保健施設			
	・ 小規模な介護医療院			
	・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	・ 認知症高齢者グループホーム			
	・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
	・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	・ 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（注4）			
	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護			

	事業所			
	・都市型軽費老人ホーム	260千円	定員数	
	・小規模な養護老人ホーム	260千円		
	・施設内保育施設	2,600千円	施設数	
ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費（注3）				
	・介護予防拠点	124千円	1か所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役員費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。

（注1） ア(ア)及びイ(ア)のうち、補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接事業とし、それ以外の場合には、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

（注2） ア(イ)及びイ(イ)は神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とする。ただし、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な養護老人ホーム、県が指定する介護付きホームについては、補助対象施設が政令指定都市及び中核市以外に所在する場合は、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

（注3） ウの実施主体は市町村とする。ただし、事業者が事業を実施する場合には、神奈川県から市町村を通じて補助を行う、間接補助事業とする。

（注4） 小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

細区分	施設種別等	配分基準	補助対象経費
【本体施設】			
ア 定員30名以上の広域型施設等(注1)			
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの)。
	・介護老人保健施設		
	・介護医療院		
	・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		
	・養護老人ホーム		

<ul style="list-style-type: none"> ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	都道府県知事が定める合理的な方法による額)の2分の	
イ 定員29名以下の地域密着型施設等(注2)	1	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 		
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な介護老人保健施設 		
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な介護医療院 		
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 		
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 		
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 		
<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 		
<ul style="list-style-type: none"> ・都市型軽費老人ホーム 		
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な養護老人ホーム 		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設内保育施設 		
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） (注4) 		
【合築・併設施設】(注3)		
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 		
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型デイサービスセンター 		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防拠点 		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター 		
<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援ハウス 		
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急ショートステイ 		

(注1)アのうち、補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合は、神奈川県から市を通じて、補助を行う間接事業とし、それ以外の場合には、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(注2)イは神奈川県から市町村を通じて補助を行う、間接補助事業とする。ただし、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な養護老人ホーム、県が指定する介護付きホームについては、補助対象施設が政令指定都市及び中核市以外に所在する場合は、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(注3)本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設を整備する場合については、当該敷地についても補助対象とすることができる。当該敷地の補助は、本体施設に関わらず神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接事業とする。

(注4)小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住

宅整備事業の補助対象となるものに限る。

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

細区分	施設種別等	配分基礎 単価	単位	補助対象経費
ア	既存施設のユニット化改修			<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
	(ア) 特別養護老人ホームのユニット化	「個室 → ユニット化」改修 1,480千円	整備床数	
	(イ) 介護老人保健施設のユニット化 (ロ) 介護医療院のユニット化	「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修 2,960千円		
イ	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	906千円	整備床数	
ウ	介護施設等における看取り環境の整備			<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） （注2） 	4,330千円	施設数	
エ	共生型サービス事業所の整備			

<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1,290 千円	事業所数	
---	----------	------	--

(注1) 補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接補助事業とし、それ以外の場合には、地域密着型施設等は神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とし、広域型施設及び小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な養護老人ホーム、県が指定する介護付きホームについては、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(注2) 小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

(5) 民有地マッチング事業

細区分	配分基礎単価	単位	補助対象経費
ア 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,930千円	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
イ 整備候補地等の確保支援	5,670千円	自治体	
ウ 地域連携コーディネーターの配置支援	5,540千円	1 か所	

(注1) 介護施設等とは、(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

(注2) 実施主体は市町村とする。

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

細区分	配分基礎単価	単位	補助対象経費
施設種別等			
ア 介護施設等における簡易陰圧装置設置経費支援	5,340 千円	知事が認めた台数 (定員を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とす
・特別養護老人ホーム			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			

<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 			<p>る。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>イ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援</p> <p>(ア)ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	1,240 千円	1 か所	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>(イ)従来型個室・多床室のゾーニング経費支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	7,410 千円	1 か所	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホーム 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援ハウス 			
	(ウ) 家族面会室の整備等経費支援			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護医療院 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽費老人ホーム 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホーム 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホーム 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援ハウス 			
		4,330 千円	施設・事業所	

ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援	1,220千円	整備床数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・特別養護老人ホーム			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・有料老人ホーム			
・短期入所生活介護事業所			
・生活支援ハウス			

(注) 神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(7) 介護職員の宿舎施設整備事業

区分	配分基準	補助対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（注2） 	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象

		とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
--	--	---

(注1) 補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接補助事業とし、それ以外の場合には、地域密着型施設等は神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とし、広域型施設及び小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模なケアハウス、県が指定する介護付きホームについては、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。
(注2) 小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備次号の補助対象となるものに限る。

別表4

各法令で定める国の財政上の特別措置による加算（介護施設等整備事業）

区分	対象施設の種類	加算額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表3に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表3に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額

<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・生活支援ハウス 	<p>別表3に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額</p>
--	--	----------------------------------

(注1) 上表の特別措置に該当する場合は、別表2の補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額に上表「加算額」欄により算定した額を加算する。

(注2) 算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を加算額とする。

(注3) 国管理運営要領別記1-2在宅・施設サービスの整備の加速化分については対象外。